長崎市バリアフリーマスタープラン 長崎市第2期バリアフリー基本構想

(令和3年11月策定)

【概要版】

● この概要版は、本編の主な項目を抜粋し要約したものであり、 各項目の番号は、本編の番号と一致していません。

第 | 章. 長崎市バリアフリーマスタープランの策定にあたって

Ⅰ ー Ⅰ . マスタープランの位置づけ

マスタープランとは、移動等円滑化促進地区* ' を定め、主に地区内のバリアフリー化を促進するた め、本市が面的・一体的なバリアフリー化の考え方を示すものです。

これまで本市では、平成26年に策定したバリアフリー基本構想により、関係機関と連携・協働しな がら、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進してきましたが、今後はマスタープランと基本構想 の2つの計画により、より一層のバリアフリー化を推進します。

<長崎市バリアフリーマスタープランの位置づけ>

関連法令等(国·県·市)

●バリアフリー法(国)

(平成

25

- ●障害者差別解消法(国)
- ●移動等円滑化の促進に関する基本方針(国)
- ●ユニバーサルデザイン政策大綱(国)
- ●長崎県福祉のまちづくり条例(県)
- ●障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例(県)
- ●長崎市よかまちづくり基本条例(市)
- ●長崎市手話言語条例(市)

長崎市バリアフリーマスタープラン 即す 年度~令和2年度)旧基本構想 長崎市第2期バリアフリー基本構想 整合

特定事業計画

○公共交通 ○道路 ○路外駐車場

○都市公園 ○建築物 ○交通安全 ○教育啓発

即す

即す┃●長崎市総合計画

上位計画(市)

- 関連計画(市) ●長崎市都市計画マスタープラン
- ●長崎市立地適正化計画
- ●長崎市公共交通総合計画
- ●長崎市中心市街地活性化基本計画
- ●長崎市観光·MICE戦略
- ●長崎市高齢者保健福祉計画·介護 保険事業計画
- ●長崎市第4期障害者基本計画
- ●長崎市住生活基本計画
- 長崎市交通安全計画 など

<マスタープランと基本構想の対象地区(イメージ)> 市域 現在 凡例 -基本構想 移動等円滑化 促進地区 重点整備地区 ※都市計画マスタープ ランに定める「将来都 市構造図」等に基づき 各地区を設定 市域 市域 基本構想 今回 将来 基本構想 心周辺音 マスター 『心部地』 プラン マスター プラン マスター プラン

I − 2. 計画期間

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

第2章. バリアフリーを取り巻く本市の現状

2-1. 本市のバリアフリーに関する課題

本市の動向や関係団体からの意見、市政モニターアンケートの結果などを踏まえ、本市のバリアフ リーに関する課題を次のとおり抽出しました。

<バリアフリーに関する現況>

- (I) 市の動向

- ●人口減少・少子高齢化の進行 ●「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりの取組み
- ●「IOO年に一度」と称されるまちづくりの変革期 ●訪日外国人を含めた観光客の増加

(2) 長崎市移動等円滑化推進協議会

- ●ソフト施策の充実 ⇒ソフト施策について、具体的に盛り込む必要
- ●バリアフリーに関する知識 ⇒事業実施者のバリアフリーに関する知識向上が必要

🗕 (3) 高齢者、障害者団体

- ●公共交通機関
- ○低床車両※2を更に導入して欲しい ○立体横断施設を平面化して欲しい ○乗換えが必要な施設は利用しない
- ●歩道
 - ○視覚障害者誘導用ブロック※3の輝度比を確保して欲しい、極力設置して欲しい
 - ○段差を改善して欲しい ○石畳舗装の凹凸は歩きにくい
 - ○グレーチング※4の溝が広く白杖が引っかかる
- ●交通安全
- ○音響式信号を付けて欲しい ○エスコートゾーンを設置して欲しい
- ●建築物
- ○スロープが急こう配で車椅子では使いにくい ○看板の内容がわかりにくい
- ○サインマークが統一されていない
- ●心のバリアフリー
 - ○道路上への置き看板等をやめて欲しい ○困っている時に声をかけて欲しい
 - ○視覚障害者誘導用ブロック上で立ち止まったり、駐車をしないで欲しい
 - ○公共交通車内で席を譲るアナウンスをして欲しい
 - ○車椅子使用者用駐車施設を適正に利用して欲しい
- ●バリアフリー情報の発信
- ○バリアフリー箇所を積極的に情報発信して欲しい

○バリアフリーされた施設を選んで行く

| (4) | 市政モニターアンケート

●歩道

- ⇒歩道のバリアフリー化が進んでいないと感じる市民が多い
- ●心のバリアフリーの認知度 ⇒心のバリアフリーという言葉を知らない市民が多い

- (5) その他

- ●特定事業の着実な実施
- ⇒特定事業の着実な実施が図られていない

<バリアフリーに関する課題>

≪課題Ⅰ≫

まちづくりの方向 性を踏まえたバリ アフリー化の推進

≪課題2≫

歩道の バリアフリー化の 推進

≪課題3≫

心のバリアフリー の認知と取組みの 強化

≪課題4≫

ソフト施策の

≪課題5≫

バリアフリー事業 の着実な実施 取組み強化

- バリアフリー化を促進することが特に必要と認められる地区などのこと。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)で地区の要件が定められている。
- ※2 路面電車やバスなどで、床面を低くつくり、入り口の段差を小さくして乗降しやすくした車両のこと。
- ※3 視覚障害者に対する誘導、段差等の存在等の警告、注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックのこと。 ※4 道路側溝などに設けられる鋼製の蓋のこと。

第3章. 本市のバリアフリーの推進に関する基本理念・基本方針

3-1. 基本理念

マスタープランの策定を契機とし、本市のバリアフリーの推進に関するイメージを市民の皆様をはじめ、施設管理者や関係機関等と共有するため、新たに基本理念を定めます。 基本理念は、バリアフリー・ユニバーサルデザイン※5のまちづくりにより、市民はもちろんのこと、本市を訪れる来訪者も含め、だれもが安全・安心・快適にすごせるまちを目指すため、次のとおり定めます。

【基本理念】「住む人も訪れる人も、だれもが安全・安心・快適にすごせるまち」

3-2. 基本方針

基本理念の実現に向け、旧基本構想に定める基本方針やバリアフリーに関する課題を踏まえつつ、本市全体のバリアフリーの推進に関する基本方針を次のとおり定めます。

│ 基本方針 | ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化の推進

◇ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、各種施設等の整備を推進します。

◇まちづくりの方向性と整合したバリアフリー化の推進

多くの市民や観光客が利用する施設や観光地、それらをつなぐ経路については、まちづくりの方向性との整合 を図りつつ、重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

◇定期的な修繕と改良の推進

既にバリアフリー化が図られた箇所についても、利用者の意見を聞きながら、定期的な修繕と改良を推進します。

- 基本方針2 公共交通のバリアフリー化の推進

◇公共交通車両のバリアフリー化の推進

多くの市民や観光客の移動を支える路線バスや路面電車、タクシーなどの公共交通車両のバリアフリー化を推進します。

◇交通結節機能の強化と乗り継ぎ環境の向上

主要な旅客施設においては、交通結節点としての機能を強化し、円滑に乗り継ぎができる環境を整えます。

|基本方針3 みんなが支え合い、つながる心のバリアフリーの推進

◇バリアフリー理解向上に向けた啓発・広報活動の取組みの推進

市民一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深めるため、啓発・広報活動などの取組みを推進します。

◇積極的な行動に向けた教育活動の取組みの推進

手助けや声かけなど積極的な行動につなげるため、幅広い教育活動などの取組みを推進します。

◇協働による心のバリアフリーの推進

長崎を訪れる多様な人々を含め、だれもが不自由なくすごせるように市民や事業者などと協働して心のバリアフリーを推進します。

基本方針4 バリアフリー情報の充実と発信

◇バリアフリー情報充実と環境整備

バリアフリーに関する情報の充実を図るとともに、どこでも、だれでも、自由に、必要な情報を受け取ることができる環境を整え、情報発信を行います。

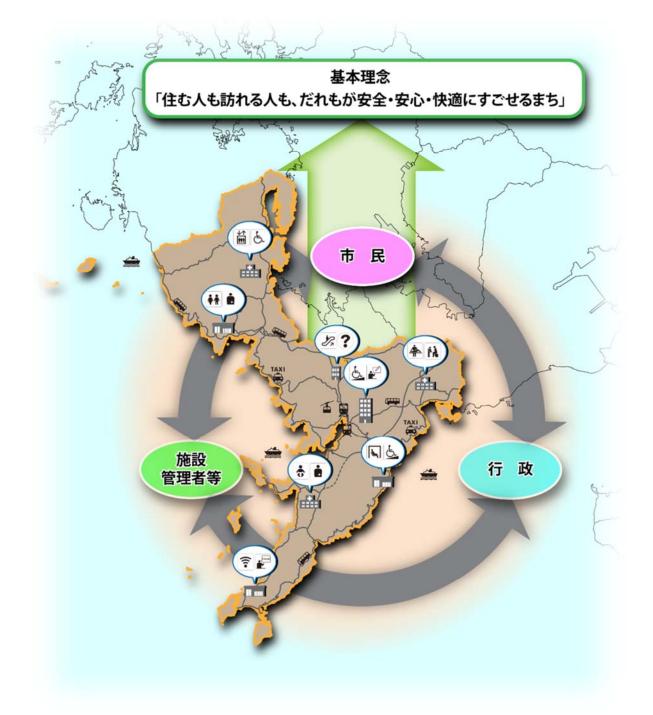
基本方針5 連携と協働による段階的・継続的なバリアフリー化の推進

◇連携・協働とスパイラルアップによるバリアフリー化の推進

バリアフリー化は関係機関が多岐にわたり、費用や整備内容の面では短期間で完了することが難しい場合もあることから、関係機関が連携・協働するとともに、段階的・継続的な取組みによるスパイラルアップを推進します。

|◇移動等円滑化推進協議会による進行管理や検証の実施|

バリアフリー事業を着実に実施していくため、移動等円滑化推進協議会による定期的な進行管理や検証を行う とともに、必要に応じて計画の見直しや新たな取組みについて検討を行います。



出典:公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団(標準案内用図記号に限る)

第4章. 移動等円滑化促進地区及び生活関連施設・生活関連経路

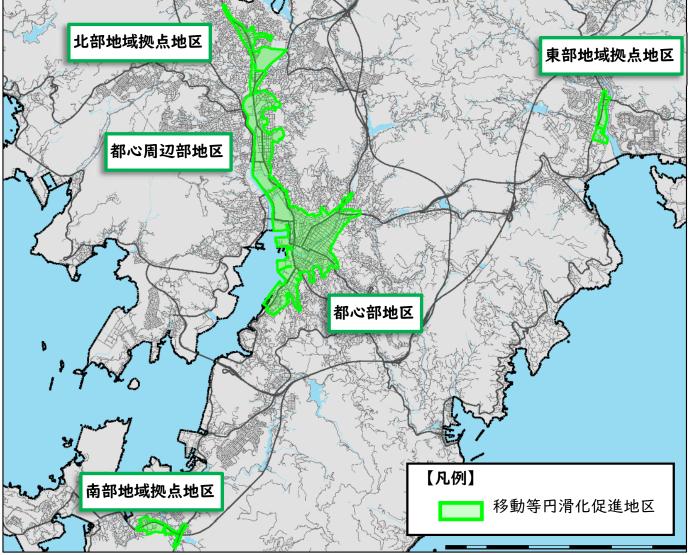
4-1. 移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進地区は、バリアフリー法に定める要件を踏まえるとともに、長崎市立地適正化計画の「都市機能誘導区域^{*6}」を基本として、主に商業系用途地域などの公共交通の利便性が高く、徒歩圏内に都市機能が集積する5地区(都心部、都心周辺部、北部地域拠点、東部地域拠点、南部地域拠点)を設定します。

なお、都心部地区については、長崎市中心市街地活性化基本計画(第2期)に定める「第2期長崎 市中心市街地活性化基本計画区域」を重ね合わせ、区域が広い方で設定します。

また、都心部地区の松が枝地区では、松が枝国際観光船埠頭の2バース化事業が進められており、現在は海域となっていますが、一体的なバリアフリー化を図るため、同事業の区域も含めることとします。

<移動等円滑化促進地区>



地区名	区域設定方法
都心部	都市機能誘導区域と第2期長崎市中心市街地活性化基本計画区域を重ね合わせ、さらに松が枝国際観光船埠頭の2バース化事業区域を含め設定する。
都心周辺部	都市機能誘導区域に、旧基本構想の重点整備地区のうち、浦上天主堂から大 橋電停に至る区域を含め設定する。
北部地域拠点	
東部地域拠点	都市機能誘導区域により設定する。
南部地域拠点	

4-2. 生活関連施設設定の考え方

生活関連施設とは、「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設や官公庁施設、福祉施設など」のことで、バリアフリー化を進めることが重要な施設です。この生活関連施設には、公共・民間を問わず、様々な施設が該当することから、設定に当たっては、高齢者・障害者団体へのヒアリングや国が示すガイドラインなどを踏まえ、以下に該当する施設を設定します。

なお、生活関連施設は、特定事業の実施義務までは課されていませんが、長期的な展望に立ち、段 階的な整備を検討するなどの取組みが求められます。

<生活関連施設設定の考え方>

◆常に多数の人が利用する施設 ◆高齢者、障害者等の利用が多い施設

<生活関連施設の設定基準>

施設区分	設定基準
旅客施設	移動等円滑化促進地区内の全ての旅客施設
官公庁等	行政施設(行政サービス窓口となる施設)、郵便局(ゆうゆう窓口が ある施設)
教育・文化施設等	図書館、市民会館・文化ホール・ <u>公民館等、公立小中学校</u> 、博物館・ 美術館・資料館
保健・医療・福祉施設	病院、福祉施設(老人福祉施設、障害児入所施設・児童発達支援センター、障害者支援施設等)
商業施設	店舗(店舗面積が2,000m2以上の施設)
公園・運動施設	公園(近隣公園以上等の施設)、体育館その他屋内施設(大規模大会 や市内大会が開催される施設)
<u>観光施設</u>	観光施設(長崎市観光・MICE戦略に記載されている主要な施設 等)
路外駐車場	路外駐車場(駐車桝の面積が500m ² 以上で料金を徴収し、公共が管理 する施設)
その他の施設	避難所(行政が管理する施設)、結婚式場、葬祭場

注1) 下線部は、旧基本構想から新たに追加した施設 注2) 商業施設は既存資料で分かる範囲で設定

4-3. 生活関連経路設定の考え方

生活関連経路とは、「生活関連施設相互間の経路」のことで、バリアフリー化を進めることが重要な経路です。生活関連経路の設定に当たっては、今後整備が予定されている都市計画道路なども考慮し、以下に該当する経路を設定します。

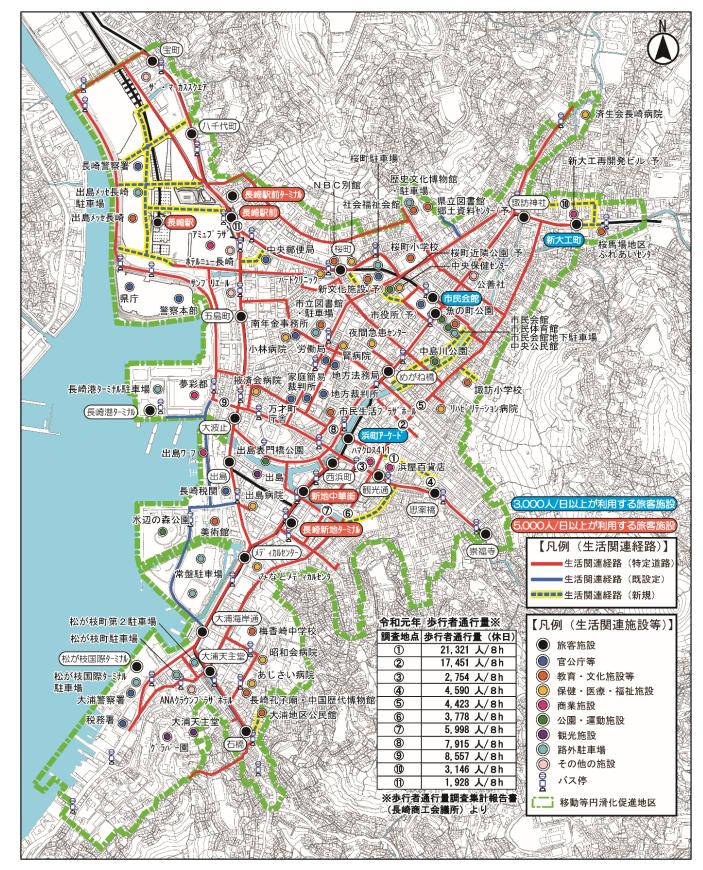
<生活関連経路設定の考え方>

◆より多くの人が利用する経路 ◆生活関連施設相互のネットワークを確保 ◆市の関連計画との整合や地形制約の考慮

4-4. 地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方

(1) 都心部地区

ア 位置・範囲



注)特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、移動等円滑化が特に必要な道路として国土交通大臣が指定したもの。特定道路の新設や改築を行う場合、条例で定める基準への適合義務が生じる。

イ 地区の概要

- ◆本市の中心部として様々な都市機能が集積しています。
- ◆陸の玄関口である長崎駅や海の玄関口である長崎港ターミナルをはじめ、公共交通機関が集積しています。
- ◆さらに、世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の大浦天主堂や「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の旧グラバー住宅をはじめ、歴史的文化遺産や観光施設が多く存在しています。
- ◆また、「100年に一度」と称されるまちづくりの変革期を迎えています。

人口(令和元年)			24,550人		
地区の面積			約298ヘクタール		
地区の位置付け			都市機能誘導区域、居住誘導区域、第2期長崎市中心市街 地活性化基本計画区域		
		鉄道施設	長崎駅		
	主な公共交通機 関	軌道施設	長崎駅前電停、新地中華街電停		
	IXI	バスターミナル	長崎新地ターミナル、長崎駅前ターミナル		
		旅客船ターミナル	長崎港ターミナル、長崎港松が枝国際ターミナル		
	ン 4. 88 法 ま 38				

主な関連事業

- ・九州新幹線西九州ルート整備事業
- · 長崎駅周辺土地区画整理事業
- ・長崎港松が枝地区旅客船ターミナル整備事業
- ·市街地再開発事業(新大工町·浜町)
- 。目亡全陆地敕供
- ・県庁舎跡地整備
- ・桜町近隣公園整備事業(市庁舎別館跡地)
- ·JR長崎本線連続立体交差事業
- · 交流拠点施設整備事業
- · 新市庁舎建設事業
- ・都市計画街路整備事業
- ·新文化施設整備事業(市庁舎本館跡地)

注 I)立地適正化計画で示されている各都市機能誘導区域内人口(H28)の構成比を用いて按分した数値 注 2)バリアフリー法の旅客施設に該当する施設を記載。

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

① 「100年に一度」と称されるまちづくりと連携したバリアフリー化の推進

◆都心部地区では、陸の玄関口である長崎駅周辺の再整備や海の玄関口である松が枝国際観光船埠頭の2バース化、さらには新市庁舎建設など「Ⅰ00年に一度」と称されるまちづくりの変革期を迎えており、これらまちづくりと連携したバリアフリー化を推進します。

② 生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

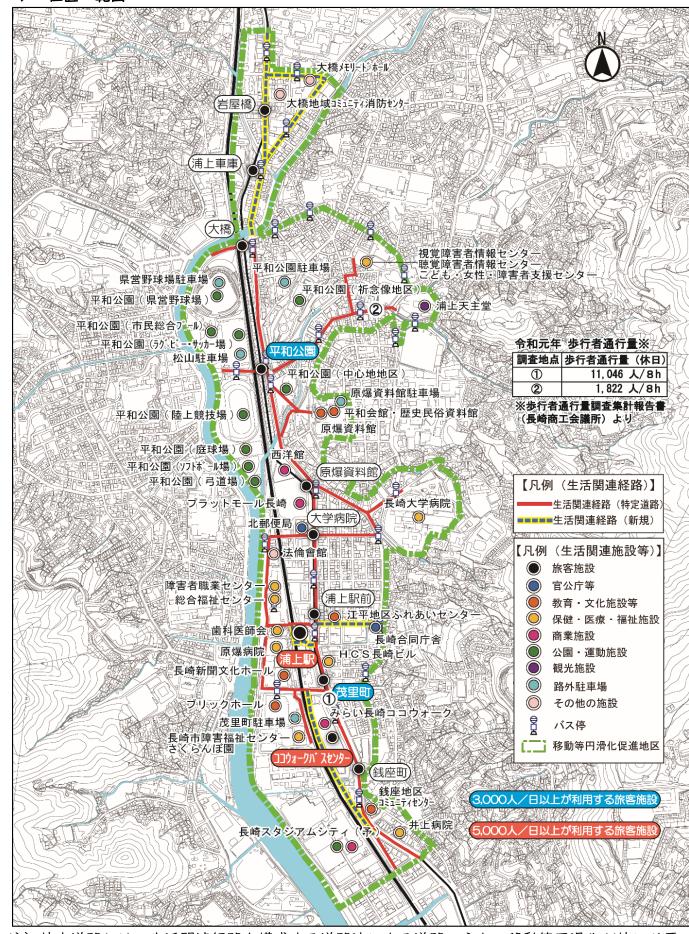
◆本市の中心部として、多くの市民が利用する官公庁施設をはじめ、商業、医療、文化施設など様々な都市機能が集積しています。このため、これら生活関連施設はもとより、多くの観光客が訪れる大浦天主堂やグラバー園など観光施設のバリアフリー化を推進するとともに、施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

③ まちなか及び観光地周辺における回遊性の向上

◆歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である"まちなか"やグラバー園や出島などの観光地 周辺においては、ユニバーサルデザインによるわかりやすい案内の充実などにより、訪日外国人観光 客を含めた回遊性の向上を図ります。

(2) 都心周辺部地区

ア 位置・範囲



注)特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、移動等円滑化が特に必要 な道路として国土交通大臣が指定したもの。特定道路の新設や改築を行う場合、条例で定める基 準への適合義務が生じる。

イ 地区の概要

- ◆都心部の北部に位置し、地区内ではJR、路面電車、路線バスが運行しています。
- ◆浦上駅やココウォークバスセンターを中心に、大型商業施設や文化施設、医療・福祉施設といった 都市機能が集積しており、平和公園や原爆資料館など国内外から多くの観光客が訪れる施設が立地し ています。
- ◆現在、浦上駅周辺においては、JR長崎本線連続立体交差事業^{※7}による鉄道施設の高架化に伴う再 整備が進んでいます。
- ◆また、三菱重工業幸町工場跡地においては、サッカースタジアムを中心とした複合開発である「長 崎スタジアムシティプロジェクト」が進行しています。
- ◆さらに、長崎南北幹線道路※8が平和公園(西地区)内の複数のスポーツ施設上空を通過する計画で あることから、平和公園(西地区)のあり方やスポーツ施設の再配置などの検討が進められています。

人口(令和元年)		7,588人
地区の面積		約132ヘクタール
地区の位置付け		都市機能誘導区域、居住誘導区域
	鉄道施設	浦上駅
主な公共交通	軌道施設	茂里町電停、平和公園電停
機関	バスターミナル	ココウォークバスセンター
	旅客船ターミナル	_
主か関連事業		

- ・JR長崎本線連続立体交差事業 ・長崎スタジアムシティプロジェクト
- ・ (仮称) 平和公園再整備事業 ・川口アパート建替事業
- 注 I)立地適正化計画で示されている各都市機能誘導区域内人口(H28)の構成比を用いて按分した数値 注2)バリアフリー法の旅客施設に該当する施設を記載。

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

① 浦上駅周辺の再整備や長崎スタジアムシティプロジェクトと連携したバリアフリー化の推進

◆都心周辺部地区では、浦上駅周辺の再整備やサッカースタジアムを中心とした複合開発である「長 崎スタジアムシティプロジェクト」が進行しており、これらまちづくりと連携したバリアフリー化を 推進します。

② 生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

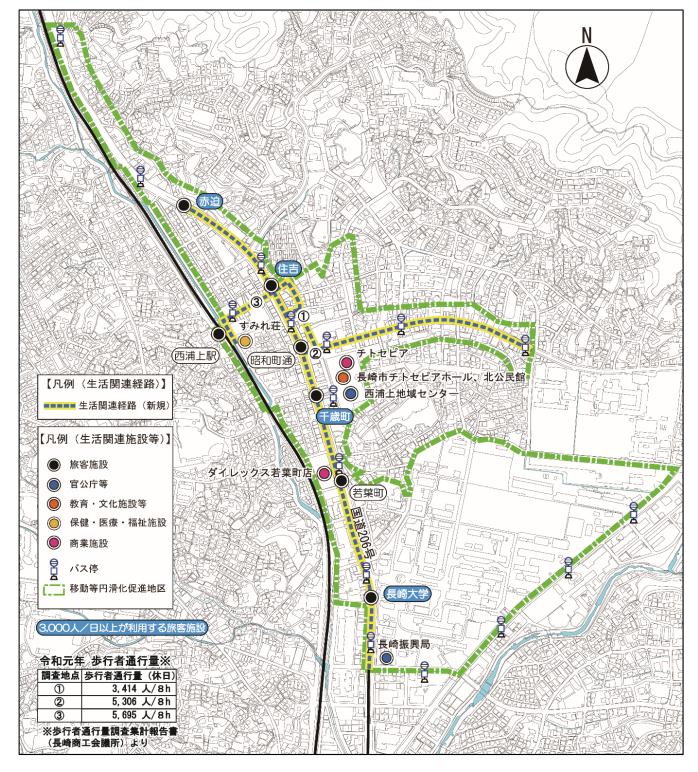
◆浦上駅やココウォークバスセンター周辺には、障害福祉センターをはじめとする医療・福祉施設や 文化施設、大型商業施設など多くの市民が利用する生活関連施設が集積しています。このため、これ ら生活関連施設や施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整 備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」に つながる取組みを推進します。

③ 平和公園周辺における回遊性の向上

◆平和公園周辺には、多くの市民や観光客が訪れる本市の重要な施設が多く存在することから、ユニ バーサルデザインによるわかりやすい案内の充実などにより、訪日外国人観光客を含めた回遊性の向 上を図ります。また、長崎南北幹線道路の事業化(予定)に伴う、平和公園(西地区)の再整備に当 たっては、平和公園周辺の回遊性の確保に配慮した検討に努めます。

(3) 北部地域拠点地区

ア 位置・範囲



イ 地区の概要

◆本市の北部に位置し、地区内ではJRや路面電車、路線バス、乗合タクシーなどが運行しています。 ◆国道206号沿いに都市機能が集積しており、特に西浦上地域センターがあるチトセピアには大型商 業施設をはじめ文化施設などの施設が集積しています。

人口(令和元年)		4,713人	
地区の面積		約53ヘクタール	
地区の位置付け		都市機能誘導区域	
	鉄道施設	西浦上駅	
主な公共交通機	軌道施設	赤迫電停、長崎大学電停、千歳町電停、住吉電停	
関	バスターミナル	_	
	旅客船ターミナル	_	
主な関連事業		_	

注 I)立地適正化計画で示されている各都市機能誘導区域内人口(H28)の構成比を用いて按分した数値 注 2)バリアフリー法の旅客施設に該当する施設を記載。

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

① 生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

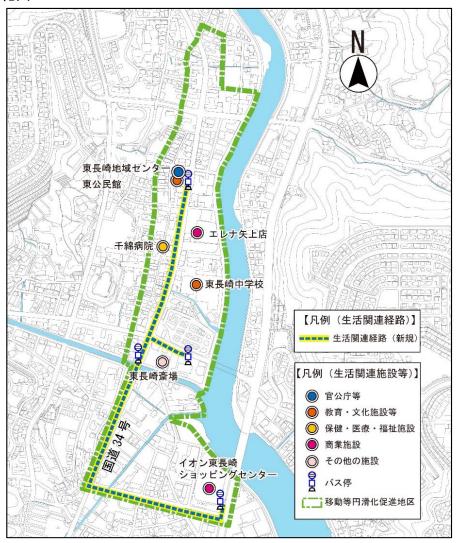
◆北部地域拠点地区では、国道206号沿いに大型商業施設や文化施設などが立地しており、JRや路面電車、路線バス、乗合タクシーなどが運行しています。このため、これら生活関連施設や施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

② 商業地区における回遊性の向上

◆西浦上地域センター周辺においては、大型商業施設と連続し、地域に密着した商店街が形成されていることから、回遊性の向上を図ります。

(4) 東部地域拠点地区

ア 位置・範囲



イ 地区の概要

◆本市の東部に位置し、国道34号沿いに大型商業施設や医療施設などが立地し、路線バスが主要な公 共交通機関となっています。

人口(令和元年)		948人
地区の面積		約24ヘクタール
地区の位置付け		都市機能誘導区域
	鉄道施設	_
主な公共交通機	軌道施設	_
関	バスターミナル	_
	旅客船ターミナル	_
主な関連事業		・東長崎土地区画整理事業

注 I)立地適正化計画で示されている各都市機能誘導区域内人口(H28)の構成比を用いて按分した数値 注 I)立地適正化計画で示されている各都市機能誘導区域内人口(H28)の構成比を用いて按分した数値 注2) バリアフリー法の旅客施設に該当する施設を記載。

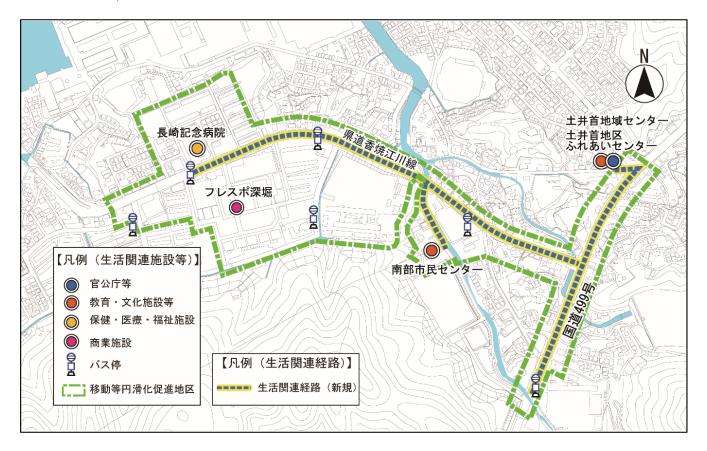
ウ バリアフリー化の基本的な考え方

① 生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

◆東部地域拠点地区では、国道34号沿いに大型商業施設や医療施設などが立地しており、路線バスが 主要な公共交通機関となっています。このため、これら生活関連施設や主要なバス停から施設に至る 経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢者、障 害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

(5) 南部地域拠点地区

ア 位置・範囲



イ 地区の概要

◆本市の南部に位置し、県道香焼江川線沿いに大型商業施設や医療施設などが立地し、路線バスが主 要な公共交通機関となっています。

人口(令和元年)		1,472人
地区の面積		約26ヘクタール
地区の位置付け		都市機能誘導区域
	鉄道施設	_
主な公共交通 機関	軌道施設	_
	バスターミナル	_
	旅客船ターミナル	_
主な関連事業		_

注2) バリアフリー法の旅客施設に該当する施設を記載。

ウ バリアフリー化の基本的な考え方

① 生活関連施設及び施設と公共交通機関を結ぶ経路のバリアフリー化の推進

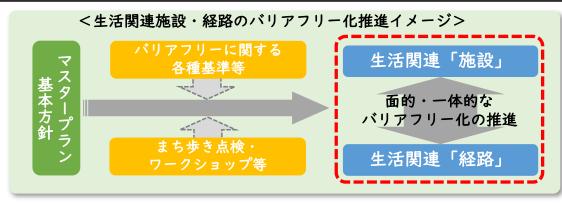
◆南部地域拠点地区では、県道香焼江川線沿いに大型商業施設や医療施設などが立地しており、路線 バスが主要な公共交通機関となっています。このため、これら生活関連施設や主要なバス停から施設 に至る経路のバリアフリー化を推進します。さらに、ハード整備のみならず、市民一人ひとりが高齢 者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」につながる取組みを推進します。

4-5. 生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化に関する事項

(1) 生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化の推進に関する考え方

マスタープランで掲げる基本方針を踏まえつつ、バリアフリーに関する各種基準等やまち歩き点検・ワークショップ等での意見に留意しながら、生活関連施設と生活関連経路の面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

なお、ハード整備においては、構造上の制限や財源確保など様々な課題もあることから、ソフト施 策を交えながら、関係機関が連携・協働し、それぞれができうる取組みを実施することとします。



(2) バリアフリーに関する配慮事項

まち歩き点検やワークショップ、市政モニターアンケート、移動等円滑化推進協議会等からの意見 を踏まえ、バリアフリー整備に当たっての配慮事項を次のとおり整理しました。施設や経路の整備や 心のバリアフリーの取組みに当たっては、可能な限り配慮事項を踏まえた整備に努めることとします。

<バリアフリー整備に関する配慮事項>

	— 11			
分野	項目	配慮事項		
	段差	・段差解消に努める。		
	傾斜路	・傾斜路の縦断勾配は、各種基準に適合させるよう努める。		
共通事項	視覚障害者誘 導用ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置に努める。 ・ブロック部分を容易に識別できるよう輝度比の確保に努める。		
	案内板等	・ピクトグラム ^{※9} の活用など、内容が容易に識別できる案内板等の設置に努める。 ・デザインの統一に努める。		
公共交通	車両・船舶	・低床車両などバリアフリー化された車両や船舶の導入に努める。		
駐車場	駐車区画	・車椅子使用者用の駐車施設である旨の表示に努める。・幅の広い駐車区画の確保に努める。		
道路	段差	・横断歩道に接続する歩道の部分の縁端は、車道の部分よりも高くするものとし、 その段差は2cmを標準とするよう努める。		
	歩道舗装	・平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするよう努める。・経年劣化や損傷による舗装の不陸やがたつきの修繕に努める。		
	排水施設	・車椅子のキャスターや白杖の先などが落ち込むことがないよう、グレーチングの 溝が細かいものや滑りづらさに配慮するよう努める。		
交通 安全	エスコート ゾーン*10	・横断歩道と歩道の接続部など、エスコートゾーンの不連続が生じないよう努める。		

<心のバリアフリーに関する配慮事項>

分野	配慮事項
共通事項	・声かけや手助けの実施に努める。 ・高齢者、障害者等のための施設(トイレ、駐車施設、エレベーター、優先席、車椅子スペース等) の適正利用に努める。
公共 交通	・わかりやすい乗換案内、行先案内に努める。
道路	・視覚障害者誘導用ブロック上への路上駐車や路上駐輪の防止に努める。 ・歩道上への置き看板や置き荷物などの防止に努める。

(3) ICT(情報通信技術)の活用によるバリアフリー化の推進

ICTの発達により、スマートフォンやタブレット等の普及が進む中、バリアフリーの分野においてもICTを活用した様々な取組みが進められているなど、バリアフリー化の推進においてICTは不可欠なツールとなっています。

このため、本市のバリアフリー化の推進に当たっては、ICTを活用したバリアフリー化に関する事例の調査・研究を行い、ICTの活用によるバリアフリー化の推進について検討を行います。

(4) その他、施設等の利便性向上に資する取組みの推進

バリアフリー化に直接寄与する取組みでなくても、施設等の利便性を向上させる取組みは高齢者や 障害者等の利用のしやすさにもつながることから、併せて推進していくこととします。

第5章. バリアフリーに関するソフト施策の取組み

5-1、心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは

➤様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションを とり、支え合うこと。

▶ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)においては、次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されている。

- (1) 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」 を理解すること。
- ② 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

5-2. 心のバリアフリーに関する取組み

次のような取組みを実施することで、障害(バリア)がどこにあるのかを「知る」、特性を「理解する」、困っている人に「気づく」、積極的に「行動する」につなげ、みんながさ支え合い、つながる心のバリアフリーを推進します。

バリアフリー理解 向上やマナー意識 向上に向けた取組 み

- ◆学校教育などによる心のバリアフリー授業の実施
- ◆市民や施設の職員に対するバリアフリー体験、講座、研修等の開催
- ┃◆パラスポーツ体験
- ◆インターネットやパンフレット等による啓発活動
- ◆ヘルプマークやヘルプカードの普及・啓発

サポート体制 の充実

- ◆手話通訳者、ボランティア等の養成
- ◆観光客等に対するバリアフリーモデルコースの紹介
- ◆車椅子、筆談器具等の貸出

バリアフリー情報 の発信

- ◆市のホームページ等を活用したバリアフリーに関する情報の発信
- ◆パソコン、スマートフォン等を利用した誰でも簡単に検索できるバリアフリーマップの作成

5-3. バリアフリーマップについて

各施設管理者等と連携しながら情報収集を行い、バリアフリー情報を一元化したバリアフリーマップの作成と発信に努めていきます。

第 ┃ 章. 長崎市第2期バリアフリー基本構想の策定にあたって

Ⅰ-Ⅰ. 基本構想の位置づけ

基本構想とは、重点整備地区※11を定め、主に地区内の公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建 築物、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために本市が作成するバリアフリー 化の事業計画のことです。

基本構想には、特定事業を位置づけ、これらは計画に沿った実施義務が課せられます。

<長崎市第2期バリアフリー基本構想の位置づけ>

関連法令等(国·県·市)

●バリアフリー法(国)

(平成

25

年度~令和2年度)旧基本構想

- ●障害者差別解消法(国)
- ●移動等円滑化の促進に関する基本方針(国)
- ユニバーサルデザイン政策大綱(国)
- ●長崎県福祉のまちづくり条例(県)
- ●障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例(県)
- ●長崎市よかまちづくり基本条例(市)

整合

●長崎市手話言語条例(市)

長崎市バリアフリーマスタープラン

即す

長崎市第2期バリアフリー基本構想

特定事業計画

○公共交通 ○道路 ○路外駐車場 ○都市公園 ○建築物 ○交通安全 ○教育啓発

上位計画(市)

●長崎市総合計画

関連計画(市)

- ●長崎市都市計画マスタープラン
- ●長崎市立地適正化計画
- ●長崎市公共交通総合計画
- ●長崎市中心市街地活性化基本計画
- ●長崎市観光·MICE戦略
- ●長崎市高齢者保健福祉計画·介護 保険事業計画
- ●長崎市第4期障害者基本計画
- ●長崎市住生活基本計画

交通安全特定事業

残り時間のわかる信号機

音響式信号機

● 長崎市交通安全計画 など

<特定事業イメージ>

公共交通特定事業 ノンステップバスの導入

ホームドアの設置等

視覚障害者誘導用

道路特定事業

車道との段差解消



路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画

園路の段差解消





建築物特定事業







■ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育(バリアフリー教室) ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- 障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーター に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要 とする支援について理解するための講演会

【教育啓発特定事業のイメージ】



小学生による公共交通の 利用疑似体験

タクシー事業者における

出典:移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改訂について(国土交通省)

Ⅰ - 2. 計画期間

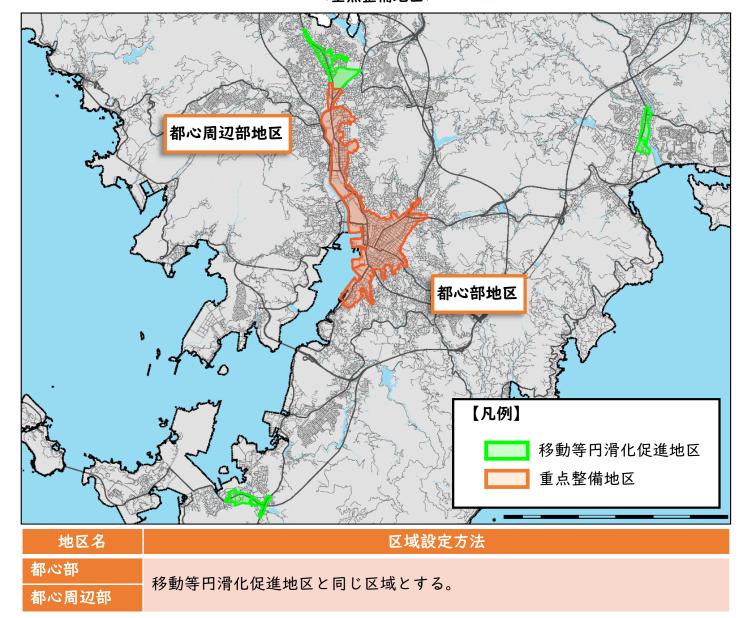
計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

第2章. 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路

2-1. 重点整備地区

重点整備地区は、バリアフリー法に定める要件を踏まえるとともに、マスタープランで「移動等円 滑化促進地区」に位置付けた5つの地区のうち、日平均利用者数が5,000人を超える旅客施設(特定 旅客施設)があり、かつ生活関連施設が高密度に集積している、「都心部地区」と「都心周辺部地 区」の2地区を設定します。

<重点整備地区>



2-2. 生活関連施設及び生活関連経路設定の考え方

基本構想で設定する生活関連施設及び生活関連経路は、マスタープランで設定する生活関連施設及 び生活関連経路と同様とします。

2-3. 地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方

マスタープランで掲げる地区の特性を踏まえたバリアフリー化の基本的な考え方に基づき、重点整 備地区のバリアフリー化を推進します。

2-4. 生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化に関する事項

基本構想で設定する生活関連施設及び生活関連経路は、マスタープランで掲げる生活関連施設及び 生活関連経路のバリアフリー化の推進に関する考え方に基づき、バリアフリー化の推進を図ります。

第3章. 実施すべき特定事業

3-Ⅰ. 特定事業とは

特定事業とは、基本構想における生活関連施設や生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するための事業のことです。基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

3-2. 特定事業の種類

特定事業	概要
公共交通	◆特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備等 ◆特定車両*12(路面電車、バス、タクシー等)の低床車両導入等
道路	◆道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、案内標識等)の設置
路外	◆バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等) ◆特定路外駐車場※13におけるバリアフリー化のために必要な施設(車椅子使用者が円滑に利
駐車場	▼特定路外駐車場 ^{へつ} におけるパリアプリー化のために必要な施設(単何子使用名が円滑に利用できる駐車施設等)の整備
都市 公園	◆都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設 ^{※14} の整備
	◆特別特定建築物※15におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
建築物	◆全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通	◆バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置 【例】高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、横 断歩道であることを表示する道路標示の設置 等
安全	◆バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止 【例】違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動や啓 発活動等
教育啓発	◆移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う 教育活動の実施に関する事業 【例】学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障害当事者によるセミナーや車 椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催 等
	◆移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業 【例】障害当事者を講師とした住民向けのバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等

3-3. 特定事業の実施予定期間の分類

特定事業の実施予定期間を、次のとおり分類します。

なお、ここで定める実施予定期間は目標として定め、具体的には各施設管理者が作成する特定事業 計画で定めることとなります。

また、財政状況や社会情勢の変化などから、実施時期等が変更になることがあります。

分 類	実施予定期間
短期	令和7(2025)年度までの実施(完成)を目標として取り組むもの
中長期	令和8(2026)年度以降の実施(完成)を目標として取り組むもの
事業化検討	実施にあたり各種課題解決や関係機関との調整が必要であるものの、実施に向け積極 的に調査・検討等を行うもの

3-4. 特定事業の設定

基本構想で位置付けた生活関連施設及び生活関連経路などのうち、特定事業を実施する施設及び特定事業の概ねの事業内容を次のとおり定めます。実施する特定事業の詳細は、以下の内容に基づき、 基本構想策定後に各施設管理者で作成する特定事業計画に委ねられることとなります。

なお、平成26年9月策定の長崎市バリアフリー特定事業計画に記載した事業のうち、未完事業については、原則として、引き続き特定事業に位置付けることとします。

また、生活関連施設や生活関連経路などに関するバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しない事業を「その他の事業」として位置付けます。

<公共交通特定事業>

事業	対象施設等	主な事業内容	実施主体	実施予定時期	
種別	对象他敌号	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	天心工 件	短期	中長期
	路面電車	●低床車両の導入	長崎電気軌道	0	0
	乗合バス	●低床車両の導入	長崎自動車	_	0
	乗合・貸切バス	●車椅子スペースの確保	長崎県交通局	_	0
特定 事業	タクシー	●ユニバーサルデザインタクシー * ¹⁶ の導入	タクシー 事業者	0	0
	長崎駅前電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎県 長崎電気軌道	0	_
	新地中華街電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎市 長崎電気軌道	事業化	心検討
	鉄道車両	●車椅子スペースの確保	九州旅客鉄道	0	0
	旅客船	●車椅子スペースの確保●段差の改善	航路事業者	0	0
その他の	長崎港ターミナル	●通路段差の改善●洗面台蛇口の改修	長崎県	0	_
事業	八千代町電停	●停留場の有効幅員の確保	長崎市 長崎電気軌道	0	_
	宝町電停	●立体横断施設の平面化	長崎県 長崎電気軌道	事業化	心検討

<教育啓発特定事業(公共交通)>

事業 種別	主な事業内容実施主体		実施予定時期	
	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	关 观王怀	短期	中長期
特定事業	◆高齢者、障害者等への配慮のための車内アナウンス等 の実施	公共交通 事業者	0	0
尹禾	◆職員の接遇向上のための研修	学 未石	0	0

- ※12 公共交通事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等のこと。
- ※13 路外駐車場(道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で一般公共の用に供する駐車場)で、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり駐車料金を徴収するもの。
- ※14 移動等円滑化が特に必要な公園施設のこと。対象施設は高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律 施行令で定められている。
- ※15 特定建築物(学校、病院、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等)のうち、不特定かつ多数の方が利用し、または主に高齢者、障害者等の方が利用する建築物で移動等円滑化が特に必要な建築物。
- ※16 健康な方はもちろんのこと、高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用者の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

<道路特定事業>

		<道路特定事業>			
事業	対象施設	主な事業内容	実施主体	実施予定時期	
種別	71 20000	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	人が出口	短期	中長期
	国道34号	●立体横断施設の平面化	国土交通省 長崎電気軌道	事業化	允検討
	国道202号	●長崎駅前横断歩道橋へのエレベー ターの設置	長崎県 長崎電気軌道	0	_
	(都)長崎駅中央通り線 (都)長崎駅東通り線 (都)長崎駅西通り線 (都)長崎駅東西線	●歩道の設置●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保●電線類地中化	長崎市	0	_
	市道尾上町2号線	●歩道の設置●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保	長崎市	0	-
	市道出来大工町江戸町線 市道大黒町麴屋町線	●歩道のセミフラット化●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保	長崎市	0	_
	市道興善町桜町1号線 市道諏訪町桜町1号線	●歩道の設置●歩道幅員の確保●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保●電線類地中化	長崎市	0	-
	(都)新地町稲田町線	●歩道の設置●視覚障害者誘導用ブロックの設置●電線類地中化	長崎市	0	0
特定事業	(都)大黒町恵美須町線 (都)銅座町松が枝町線(銅座エ区)	●歩道幅員の確保●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保●電線類地中化	長崎市	0	0
	(都)片淵線(新大工工区)	●歩道の設置●視覚障害者誘導用ブロックの設置●歩道舗装の透水性の確保●電線類地中化	長崎市	0	0
	市道松が枝町南山手線 市道松が枝町2号線 市道松が枝町3号線 市道伊勢町大浦町線 市道大浦町1号線	●視覚障害者誘導用ブロックの設置	長崎市	0	0
	上記以外の生活関連経路	主に以下の事業の実施または検討を 行う。 ●歩道の設置 ●十分な歩道幅員の確保 ●歩道の段差の改善や勾配の緩和 ●横断歩道や車道接続部における段 差の改善や勾配の緩和 ●車両乗入れ部における勾配の緩和 ●視覚障害者誘導用ブロックの破置 ●歩道舗装の平坦性や透水性の確保 ●電線類地中化 ●グレーチングの改良	各道路管理者	0	0

<道路特定事業>

事業 種別	対象施設	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予 短期	定時期 中長期
その 他の 事業	東西軸(長崎駅東口~国 道202号間)	●歩道の設置●視覚障害者誘導用ブロックの設置●ベンチ・上屋の設置●照明施設の設置	長崎市	0	-

<教育啓発特定事業(道路)>

事業	主な事業内容	実施主体	実施予定時期		
種別	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	关心工体	短期	中長期	
特定 事業	◆違法駐車・駐輪行為の防止に向けた啓発活動の実施	各道路管理者	0	0	

<路外駐車場特定事業>

事業 種別	対象施設	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予 短期	定時期 中長期
	市営桜町駐車場		長崎市	0	_
	市営松が枝町駐車場		長崎市	0	_
	市営松が枝町第2駐車場	●高齢者、障害者、妊産婦等のための	長崎市	0	_
	市営松山町駐車場	駐車区画の設置	長崎市	0	_
市営平和公園駐車場		長崎市	0	_	
特定事業	市営市民会館地下駐車場	●階段への手すりの設置	長崎市	0	_
事業	上記以外の生活関連施設 に該当する路外駐車場	主に以下の事業の実施または検討を行う。 ●車椅子使用者用駐車施設の設置 ●高齢者、障害者、妊産婦等のための 駐車区画の設置 ●車椅子使用者用駐車施設や高齢者等 のための駐車区画に至る経路の段差等 の改善	施設管理者	0	0
その	市営松が枝町駐車場	▲ピカレがニリた江田」と共ノ、転供	施設管理者	0	_
他の事業	市営松が枝町第2駐車場	◆ピクトグラムを活用したサイン整備 -	施設管理者	0	_

<教育啓発特定事業(路外駐車場)>

事業	主な事業内容	実施主体	実施予定時期	
種別	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	关 爬土俗	短期	中長期
特定事業	◆職員の接遇向上のための研修	施設管理者	0	0
	◆車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向けた広報・ 啓発活動の実施	施設管理者	0	0

<都市公園特定事業>

事業	対象施設	主な事業内容	主な事業内容実施主体実施主体		定時期
種別	以外外心 故	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	关心工 作	短期	中長期
	桜町近隣公園	●園路、便所のバリアフリー化	長崎市	_	0
特定事業	上記以外の生活関連 施設に該当する都市 公園	主に以下の事業の実施または検討を行う。 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置 ●園路の段差の改善、勾配の緩和 ●便所のバリアフリー化	施設管理者	0	0

第3編 バリアフリーの推進にあたって

<建築物特定事業>

事業 種別	7.T 35 hh = 67	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予 短期	定時期 中長期
特定事業	生活関連施設のうち 特別特定建築物に該 当する施設	主に以下の事業の実施または検討を行う。 ●出入口や通路等の段差の改善 ●傾斜路の勾配の緩和 ●視覚障害者誘導用ブロックの設置 ●ピクトグラムの活用などによる案内板 等の整備	施設管理者	0	0

<教育啓発特定事業(建築物)>

事業	主な事業内容	実施主体	実施予	定時期
種別	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)		短期	中長期
特定 事業	主に以下の事業の実施または検討を行う。 ◆職員の接遇向上のための研修 ◆車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向けた広報・啓発活 動の実施	施設管理者	0	0

<交通安全特定事業>

事業 種別	対象施設	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	7000	定時期 中長期
特定事業	生活関連経路	主に以下の事業の実施または検討を行う。 ●音響式信号機の設置 ●エスコートゾーンの設置	公安委員会	0	0

<教育啓発特定事業(交通安全)>

事業	主な事業内容	実施主体	実施予	定時期
種別	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)		短期	中長期
特定事業	◆違法駐車・駐輪行為の防止に向けた啓発活動の実施や取締り の強化 ◆交通安全意識の啓発	長崎市 公安委員会	0	0

<教育啓発特定事業>

事業	主な事業内容	実施主体	実施予定時期	
種別	(●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	关心工作	短期	中長期
	◆手話通訳者養成研修事業	長崎市	0	0
特定事業	◆要約筆記者養成研修事業	長崎市	0	0
	◆盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	長崎市	0	0
	◆学校と連携して行う教育活動	長崎市	0	0

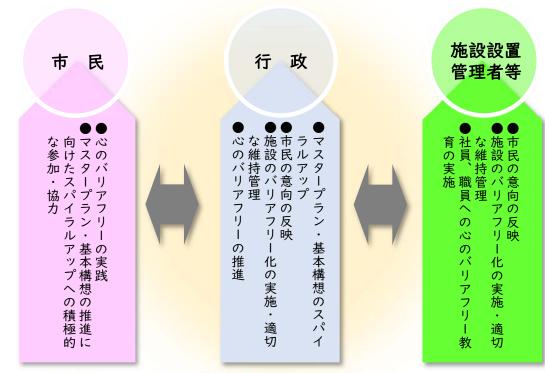
<その他の事業>

対象施設等	主な事業内容 (●:ハード事業 ◆:ソフト事業)	実施主体	実施予定時期	
			短期	中長期
各施設	◆バリアフリーマップの作成・公表	長崎市	0	_
観光関連	◆施設のバリアフリー情報の提供	長崎市	0	0
	◆ユニバーサルデザインによる案内の充実	長崎市	0	0
	◆休憩用ベンチの設置	各施設管理者	0	0

第 ■ 章. 市民及び行政、施設設置管理者等との連携・協働による推進

バリアフリー化の円滑な推進と実現を図るためには、一体的で連続的な取組みを実践する必要があるため、市民及び行政、施設設置管理者等が連携しつつ、各々の役割を踏まえ協働でバリアフリー化の推進に取り組みます。

<バリアフリー化の推進に向けた役割>



第2章。スパイラルアップによるバリアフリーの推進

バリアフリーを取り巻く状況は日々変化しているため、社会状況や周辺状況の変化等に柔軟に対応していく必要があります。また、今後は、他の地区においてもバリアフリー化を展開していく必要があります。

このため、市民や関係者等の意見を踏まえつつ定期的に事業の進捗状況を把握・管理し、事業評価を行うPDCA(計画・実施・評価・改善)サイクルによる継続的な取組みを実施し、バリアフリー化を推進します。

< P D C A サイクルによるスパイラルアップのイメージ>

